平成２５年（フ）第２３０１号
札幌市豊平区月寒東５条14丁目５番17号　コーポラス利A201号
債務者　齋藤　孝志
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３２１号
北海道江別市野幌東町４番地の７
債務者　小山クニ子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５７号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手2079番地６　チェリオハイツ108
債務者　前村　　稔（旧姓川野・青山・小林）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７１号
群馬県伊勢崎市太田町746番地２　メゾネット細野４
債務者　生形　君衛
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３７２号
群馬県伊勢崎市太田町746番地２　メゾネット細野４
債務者　生形美恵子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４５１号
静岡県沼津市小諏訪436番地の２　アリエス305号、前住所静岡県沼津市新沢田町11番13号　アイディーコート508号
債務者　吉川　　昭
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
京都市北区紫野東舟岡町19番地
債務者　川﨑　圭一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９１号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地
債務者　伊勢田建設こと厳本明夫こと　厳　明夫
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１６号
京都府城陽市平川指月112番地　さつき荘１Ｆ西、前住所京都府城陽市平川中道表５番地の83
債務者　髙木　啓一
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１７号
京都府城陽市平川指月112番地　さつき荘１Ｆ西、前住所京都府城陽市平川中道表５番地の83
債務者　髙木　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
京都府八幡市八幡吉原16番地の３　４棟302号
債務者　宮谷　義信
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
京都府八幡市八幡吉原16番地の３　４棟302号
債務者　宮谷　郁子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
大阪府柏原市国分西２丁目５番26―205号　サンメイト、前住所大阪府羽曳野市西浦５丁目159番地の99
債務者　河上亜依子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１２６号
大阪府柏原市国分本町３丁目８番11号　本町ガーデンハイツ104号、前住所大阪府羽曳野市西浦５丁目159番地の99
債務者　河上　義和
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１５４号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁725番地８、前住所神戸市東灘区青木２丁目９番12号　コンフォート東灘Ⅱ101号
債務者　中川こと河村こと　河　　良美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１６９号
堺市南区城山台５丁１番１号
債務者　永田　実紀
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２３７号
堺市堺区錦綾町３丁２番14号　佐藤共同住宅
債務者　古川沙也香（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係